

# 中央小学校・いじめ防止基本方針

令和8年4月

## 1 基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していく。

学校は、児童が教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合い、励まし合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

### (1) いじめ・不登校対策委員会の設置

- ・ 「いじめ不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候やいじめにつながる言動を見逃さないようにする。いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置に努め、組織として対応する。
- ・ 校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。
- ・ 開催は、年度初め・学期ごとに定期的に行い、いじめの事案が発生した時は、校長、教頭の判断・指示のもとに緊急的に開催する。

### (2) いじめ・不登校対策委員会の役割

#### ア 「中央小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学期に1回、「いじめ・不登校対策委員会」を開き、現状と課題を確認し、いじめ防止に向けた具体的な取組と支援方法の点検を行う。
- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議において「中央小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、全職員がいじめ防止にむけて、一丸となって取り組むことを確認する。
- ・ 職員会議後、情報交換会を開き、現状と今後の課題を確認するとともに具体的な取組について全職員の共通理解を図る。
- ・ 児童からの訴えをしっかりと受け止め、特定の教員が抱え込まない。
- ・ アンケート、アイチェック、教育相談を定期的・計画的に実施し、児童理解を深め、いじめ防止対策に努める。

#### ウ 児童・保護者・地域への情報発信

- ・ 学校だよりやHP等を通して、いじめ防止の取組や学校評価結果等を発信する。

#### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめやいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、被害児童の安全を第一に正確に事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

- ・ いじめ事案の対応については、校長、教頭の指示のもと、被害児童を守ることを大切にし、学年・学級担任を含めて適切なメンバーを構成し、迅速に対応する。
- ・ いじめ問題が発生した場合には、事実確認をもとに「いじめ・不登校対策委員会」で検討協議する。また、必要に応じて援助チームを組織して、全職員の共通理解のもと、指導を進める。
- ・ 問題が解消したと判断した場合においても、児童の様子を見守り、情報を共有し、継続的な指導と支援を行う。
- ・ 児童の生命・身体または財産について重大な被害が生じるおそれがあるいじめについては、教育委員会及び関係機関と連携して対処する。

### 3 いじめ防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ・ 児童同士の関わりを大切にし、互いの長所や価値観の違いを認め合い成長していく学級づくりを進める。
- ・ 児童の活動や努力を認め、ほめ、励ますことで自己肯定感を育んでいく。
- ・ 道徳教育・人権教育の充実を図り、心の教育を実践する。
- ・ 体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・ 教育活動全体を通して、コミュニケーションや関わりを大切にする。
- ・ 学び合う授業を展開し、一人一人の関わり合いと学びを大切にする。
- ・ 学年に応じた情報モラル教育を行い、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットでのいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ・ 外部関係機関や外部講師の協力のもと、高学年を中心に「情報モラル教室」を実施し情報モラルの意識を高めるようにする。
- ・ 「ポプラ集会」や「大なわチャレンジ」など児童会活動による思いやりや一生懸命を大切にした活動を進め、仲間づくり、居場所づくりを行っていく。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ・ いじめアンケートや教育相談を定期的に実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ・ 教師と児童、児童同士の温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・ スクールカウンセラーをはじめ、スクールソーシャルワーカー、いじめ相談電話等外部の相談機関を紹介し、児童・保護者がいつでも相談しやすい環境を整える。

#### (3) いじめに対する措置

- ・ 「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、警察署、児童相談所等の関係機関との連携の基で取り組む。
- ・ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくり、仲間づくりを行う。
- ・ ネット上のいじめについては、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

#### 4 重大事態への対応

- ・ 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- ・ 学校が事実に関する調査を実施する場合は、緊急に「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ・ 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

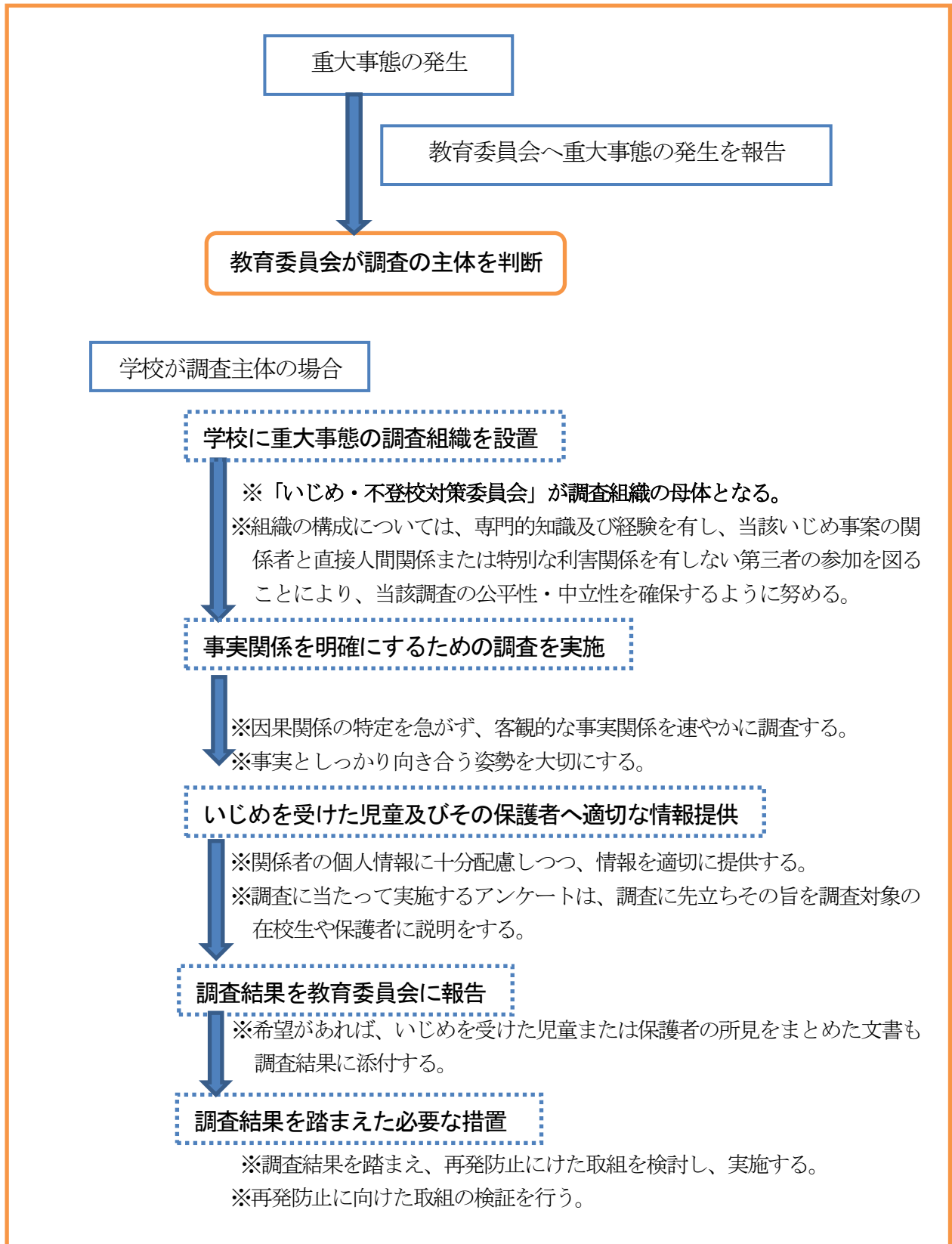
#### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- ・ 「中央小学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- ・ いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

#### 6 その他

- ・ いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ・ 「中央小学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、HPに掲載する。
- ・ 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 【重大事態の対応フロー図】



<参考資料 取組の年間計画>

|     | いじめ防止対策委員会<br>いじめ・不登校対策委員会  | 未然防止の取組   | 早期発見の取組   | 保護者・地域との連携                             |                              |
|-----|---|---|---|--|------------------------------|
| 4月  | P<br>↓<br>D<br>↓<br>C<br>↓<br>A<br>↓<br>P<br>↓<br>D<br>↓<br>C<br>↓<br>A<br>↓<br>P<br>↓<br>D<br>↓<br>C<br>↓<br>A | ①「いじめ防止基本方針」の内容の確認                                      | ○相談室やSCの児童、保護者への周知<br>○学級開き、学年開き<br>○保健指導（心と体の成長） | ○いじめ相談に関する児童、保護者への周知<br>○身体測定<br>○通学団会 | ○「いじめ防止基本方針」の配付<br>○家庭確認     |
| 5月  |   | ②「児童理解と居場所づくり」  | ○ポプラ集会  | ○教育相談アンケート<br>①（いじめアンケート）              | ○救急救命講習会                     |
| 6月  |   | ③いじめ・不登校対策委員会の開催<br>○教育相談アンケート結果の確認<br>○1学期の取組確認        | ○命の尊重授業（6年生）                                      | ○1学期教育相談                               | ○学校運営協議会<br>○幼少保連絡会          |
| 7月  |   | ④「実態把握と共通理解」→検証   | ○野外活動（5年生）<br>○情報モラル指導<br>○芸術鑑賞会（心の育成）            | ○通学団会                                  | ○個人懇談会<br>○児童実態調査            |
| 8月  |   | ○現職研修（QU結果分析）   | ○出校日（夏休みの生活）                                      |  |                              |
| 9月  |   | ⑤2学期の取組について   |   | ○身体測定                                  |                              |
| 10月 |   | ⑥修学旅行・社会見学にむけて<br>○現職研修                                 | ○修学旅行（6年生）<br>○運動会                                | ○教育相談アンケート<br>②（いじめアンケート）              | ○学校評議員会で児童実態調査の結果報告<br>○授業参観 |
| 11月 |   | ⑦いじめ・不登校対策委員会の開催<br>○教育相談アンケート結果の確認                     | ○社会見学<br>○赤い羽根募金活動                                | ○2学期教育相談                               | ○児童実態調査                      |
| 12月 |   | ⑧「実態把握と共通理解」→検証<br>○2学期の取組確認                            | ○命の尊重授業（6・2年生）<br>○人権週間（講話）<br>○運動会               | ○通学団会                                  | ○個人懇談会<br>○保護者への学校評価アンケート    |
| 1月  |   | ⑨3学期の取組について   | ○大縄チャレンジ（学級の団結）                                   | ○身体測定                                  | ○中央小ネットワーク会議②                |
| 2月  | ⑩いじめ・不登校対策委員会の開催<br>○自己評価   | ○6年生を送る会  | ○教育相談アンケート<br>③（いじめアンケート）<br>○3学期教育相談             | ○授業参観                                  |                              |
| 3月  | ○学校関係者評価の結果を検証、「基本方針」の見直し   |   | ○通学団会   | ○学校で「自己評価」の評価                          |                              |
| 通年  | ○校内のいじめに関する情報の収集<br>○対応策の検討   | ○朝会における校長講話<br>○協同の学びの実施<br>○道徳教育、体験活動の充実<br>○「なかよし班清掃」 | ○健康観察の実施<br>○SCによる相談                              | ○児童会による挨拶運動                            |                              |

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図り、対応していく。